

写

22町監第51号の2  
2022年12月 8日

町田市議会議長 戸塚正人様  
町田市長 石阪丈一様

町田市監査委員 小泉めぐみ  
同 古川健太郎  
同 佐藤和彦  
同 白川哲也

#### 2022年財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査並びに同条第1項、第2項及び第5項の規定による主管部課の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。



## 2022年財政援助団体等監査結果報告書

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査並びに同条第1項、第2項及び第5項の規定による主管部課の監査

なお、本監査は町田市監査基準に準拠して実施した。

### 2 監査の対象

#### (1) 対象団体等

団体名称	補助金名称	主管部課
社会福祉法人 町田市福祉サービス協会 (町田市外郭団体)	高齢者福祉施設コモンズ整備事業 補助金	いきいき生活部 いきいき総務課
	町田市保育所等運営費加算補助金	子ども生活部 保育・幼稚園課
社会福祉法人 まちのひ	町田市障がい者日中活動系サービス 推進事業運営費補助金	地域福祉部 障がい福祉課

#### (2) 対象事務

2021年度（必要に応じて2022年度及び2020年度以前を含む。）に執行された補助金に係る出納その他の事務

### 3 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次表のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 補助金の交付目的が達成 されないリスク	ア 補助金の交付申請、実績報告は適正に行われているか
	イ 補助対象事業は、計画に従って実施され、十分効果が上げられているか
	ウ 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか
	エ 市は、補助金の効果及び履行の確認を、実績報告書等により行っているか
(2) 補助金に係る経理が適正 に処理されないリスク	ア 補助金に係る収支会計経理は適正に行われているか
	イ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正に行われ、領収書類の整備、保存は適切になされているか
(3) 市が不正・不要な支出を 行うリスク	ア 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か

#### 4 監査の実施内容

出納関係帳簿、関係書類の閲覧、証ひょう等の突合を行ったほか、対象団体及び主管部課の職員に対して質問を行った。

#### 5 監査の期間及び実施場所

2022年7月27日から2022年11月28日まで町田市庁舎及び町田生活実習所で監査を実施した。

#### 6 監査の結果

監査を実施したところ、事務がおおむね適正に執行されていることを確認した。

なお、一部の改善、検討を要すると思料される事項について、町田市監査基準第14条に基づき、対象部の長から弁明、見解等を聴取したので、指摘及び意見を以下に述べる。

【指摘】とは、是正・改善を必要とする事項であり、【意見】とは、改善の検討を要望する事項である。

(1) 社会福祉法人町田市福祉サービス協会

<団体の概要>

名 称	社会福祉法人町田市福祉サービス協会
設 立 年 月 日	2002年3月1日
所 在 地	町田市森野四丁目8番39号
設 立 根 拠 法 令	社会福祉法
基 本 財 産	120,000,000円 (うち町田市出えん金10,000,000円)
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
事 業 内 容	1 自主事業：特別養護老人ホーム1か所。保育所1か所。介護保険デイサービスセンター4か所。介護保険ショートステイ1か所。ヘルパーステーション2か所。介護保険居宅介護支援事業所3か所。健康増進事業。会員制在宅福祉サービス事業。 2 町田市指定管理者：高齢者福祉センター1か所。高齢者在宅サービスセンター2か所。 3 町田市受託事業：高齢者支援センター2か所。あんしん相談室2か所。

<補助金の概要>

名 称	高齢者福祉施設コモンズ整備事業補助金
補助金交付要綱	高齢者福祉施設コモンズ整備事業補助金交付要綱
制 定 年 月 日	2003年10月1日 (注) 2017年10月25日に廃止となったが、廃止前の高齢者福祉施設コモンズ整備事業補助金交付要綱の規定により補助金の交付の決定を受けた事業については、なおその効力を有する。
補 助 目 的	社会福祉法人町田市福祉サービス協会が設置する高齢者福祉施設コモンズの建設に要する経費について補助を行うことに関し必要な事項を定めることにより、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。
補助対象事業	協会が町田市森野四丁目248番2外に設置する次に掲げる施設の整備事業で、東京都の老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助事業として補助の内示を受けたもの 1 老人福祉法第15条第2項に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター 2 老人福祉法第15条第4項に規定する特別養護老人ホーム
補助対象経費	1 施設整備費 (1) 建設費 (2) 工事事務費 2 設備整備費 3 法人事務費 4 上記1～3に掲げる経費に充てるための独立行政法人福祉医療機構からの借入金に係る償還金及び利子
補助金の交付額	別表に定める補助金算定基準表により算定した額と実経費とを比較して少ない方の額から東京都補助金を差し引いた額
補助金交付額 (2021年度)	21,780,245円

(別表) 補助金算定基準表

1 施設整備費

種別	算定基準	基準単価 (円)
特別養護老人ホーム	4, 104. 86m <sup>2</sup>	286, 638
ヘルパーステーション	50. 06m <sup>2</sup>	
ショートステイ	663. 27m <sup>2</sup>	
地域交流スペース (防災拠点型)	411. 21m <sup>2</sup>	
デイサービスセンター (標準型)	329. 63m <sup>2</sup>	
デイサービスセンター (認知症型)	110. 37m <sup>2</sup>	
在宅介護支援センター	48. 06m <sup>2</sup>	
工事事務費	1施設	60, 710, 000

## 2 設備整備費

種別	算定基準	基準単価 (円)
初度備品	1施設	129, 918, 100
感染症予防対策設備	10台	81, 900

## 3 法人事務費

種別	算定基準	基準単価 (円)
法人事務費	1施設	13, 000, 000

## 4 前記1から3までに掲げる経費に充てるための独立行政法人福祉医療機構からの借入金に係る償還金及び利子

種別	算定基準	基準単価 (円)
独立行政法人福祉医療機構借入金利子	1施設	20, 000, 000

備考 独立行政法人福祉医療機構借入金償還金の額は、前記1から3までに掲げる補助

算定基準表により算定した額と実経費を比較して少ない方の額から東京都補助金並びに初年度及び次年度の市補助金を差し引いた額とする。

＜補助金交付額の推移＞

(単位:円)

	2018年度 (決算額)	2019年度 (決算額)	2020年度 (決算額)	2021年度 (決算額)	2022年度 (予算額)
補助金交付額	22,020,455	21,940,385	21,860,315	21,780,245	21,700,175

**【指摘】補助金の交付手続については、補助金等の予算の執行に関する規則等の規定にのっとり、適正に行うべきもの**

補助金等の予算の執行に関する規則第5条第1項では、補助金等の交付の申請をしようとする者は、申請書に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならないと定め、同規則第6条第1項では、市長は、補助金等の交付の申請があった場合は、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうかを調査し、補助金等の交付の決定をしなければならないと定めている。

また、町田市補助金等の交付に関する要綱第11第1項では、補助事業者等は、補助金等の交付の決定を受けた場合において、当該補助金等の概算払を請求しようとするときは、町田市補助金等概算払交付請求書を市長に提出しなければならないと定めている。

高齢者福祉施設コモンズ整備事業補助金に係る関係書類の閲覧を行ったところ、補助金の交付の申請及び交付の決定がされておらず、補助金の概算払いの通知を行い、補助事業者から概算払の請求書が提出されていた。

主管部課によれば、当初、建設に要する経費を補助するにあたり、補助事業者から補助事業承認申請書の提出を受け、補助事業の総額を示した補助事業承認書を交付した後、補助金交付申請書の提出を受け、補助金の交付決定を行い、概算払の請求を受けていた。

その後、補助金交付に係る事務処理の見直しを行う中で、当初に補助事業の総額に対し交付決定をしている場合、毎年度の補助金の交付決定が不要であるとのことから、補助事業の承認を補助金の交付決定と誤認し、補助金の交付申請、交付決定を行わず概算払として補助金を交付した。

補助金の交付申請、交付決定を行わず概算払として補助金を交付したとのことであるが、補助金の概算払は、概算払をすることとした補助金の交付決定に従い補助事業者から概算払の請求を受け、債務金額の確定前に支出するものである。

また、補助事業の承認を補助事業に係る補助金の交付決定と誤認したとのことであるが、補助金の交付決定は、補助事業者から市長に提出された補助金の交付申請書の内容が、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうかを調査し行うものである。

主管部課は、補助金等の予算の執行に関する規則等の規定にのっとり、補助金の交付手続を適正に行うべきである。

<補助金の概要>

名 称	町田市保育所等運営費加算補助金
補助金交付要綱	町田市保育所等運営費加算補助金交付要綱
制 定 年 月 日	2002年4月1日
直 近 の 改 正 年 月 日	2020年4月1日
補 助 目 的	市内の認可保育所、小規模保育事業所及び認定こども園の運営に要する経費の一部を補助することにより、その保育内容の向上を図り、もって入所児童の福祉を増進することを目的とする。
補 助 対 象 事 業	保育所等を運営する事業
補 助 対 象 経 費	別表第1に定める経費
補助金の交付額	別表第1及び別表第2に定めるところにより算出した額
補助金交付額 (2021年度)	10,961,175円

(別表第1)

補助対象経費及び補助金の算出方法 (社会福祉法人町田市福祉サービス協会該当箇所を抜粋)

補助対象経費	補助対象者	補助単価	算出方法
一般保育費			
独立行政法人日本スポーツ振興センター費	認可保育所及び小規模保育事業所の設置者	独立行政法人日本スポーツ振興センターに対し補助対象者が支出した額	補助単価 (年額)
特別保育費			
指定保育対策費			

	延長保育補償費	保育所等の設置者	89,250円	補助単価(月額)
	延長保育事業費	保育所等の設置者	別表第3に規定する額	補助単価(年額)
	長時間延長保育補償費	保育所等の設置者	72,600円	補助単価(月額)
障がい児保育対策費				
	障がい児保育費	認可保育所及び小規模保育事業所の設置者	183,150円	補助単価に各月1日の入所している障がい児の保育認定子どもの数を乗じて得た額の合計額と補助対象経費に係る実支出額とを比較していずれか少ない方の額(年額)
防犯対策費				
	非常通報装置保守点検費	保育所等の設置者	非常通報装置の保守点検費用として補助対象者が支出した額	補助単価(年額)
給食費徴収事務費				
	給食費徴収事務費	認可保育所の設置者	9万円(3歳児から5歳児までの定員の合計が61人以上の施設にあっては、15万円)	補助単価と補助対象経費に係る実支出額を比較していずれか少ない方の額(年額)

(別表第2)

補助要件及び基準 (社会福祉法人町田市福祉サービス協会該当箇所を抜粋)

補助対象経費	補助要件及び基準
延長保育補償費	1 1時間の開所時間後に1時間以上の延長保育を実施していること。
延長保育事業費	<p>(1) 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項に規定する保育の認定時間を超えて1時間以上の保育を当該保育所等において行う事業又は当該事業に支障がない場合において、認可保育所が行う事業で、次のいずれかの要件に該当する放課後児童(保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童をいう。以下同じ。)を対象に行うもの(町田市保育所等一時保育事業等補助金交付要綱(2016年4月1日施行)第3第5号に掲げる学童一時保育事業を除く。)であること。</p> <p>ア 放課後児童が、昼間の時間帯において事業を実施する認可保育所と同一建物内又は同一敷地内で実施する学童保育クラブを利用していること。</p> <p>イ 放課後児童が事業を実施する認可保育所を卒園していること。</p> <p>ウ 放課後児童の弟又は妹が事業を実施する認可保育所に入所していること。</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、対象とすることを市長が適当と認める要件</p> <p>(2) 対象児童に対し、適宜、間食、給食等を提供すること。</p> <p>(3) 延長時間帯に、対象児童数に応じて常時2人以上の保育士(認定こども園にあつては、保育教諭等)を配置すること。</p> <p>(4) 事業を実施するに当たっては、あらかじめ保護者負担額を設定すること。</p>

長時間延長保育補償費	1 1時間の開所時間後に2時間以上の延長保育を実施するための職員体制をとっている保育所等において、延長保育事業費の項に規定する延長保育事業（2時間延長及び3時間延長に限る。）の補助の要件を満たさないこと。
障がい児保育費	(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳若しくは東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民生局長通知42民児精発第58号）による愛の手帳を所持している保育認定子ども又は児童相談所、医療機関その他公的機関の判定所等により心身障がい児と認められる保育認定子どもが入所していること。
	(2) 児童相談所、医療機関、福祉事務所、保育所、保護者その他公的機関の意見により障がい児保育が必要と認められた保育認定子どもが入所していること。
給食費徴収事務費	在園する3歳以上の児童（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を除く。）に対し給食を提供し、かつ、給食費の徴収を行っていること。

(別表第3)

1 延長保育事業費に係る算定基準

保育短時間認定	当該年度の東京都子供・子育て支援交付金補助要綱に規定するところによる。ただし、延長保育料の減免に係る基準額は、3の表に規定するところによる。
保育短時間認定以外	2の表に規定するところによる。

備考 この表において「保育短時間認定」とは、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）

の保育必要量を超えて1時間以上の延長保育を実施することが利用者に明示され、利用時間が30分を超えることをいう。

## 2 延長保育事業費に係る補助基本額

平均対象児童数	1時間延長（年額）	2時間延長（年額）	3時間延長（年額）
2人以下	90万円	—	—
3人以上 5人以下		150万1,200円	163万800円
6人以上 9人以下	214万2,000円	301万3,200円	325万3,200円
10人以上 19人以下	252万1,200円	424万8,000円	477万7,200円
20人以上 29人以下	303万1,200円	584万1,600円	673万800円
30人以上 39人以下	354万9,600円	742万4,400円	868万3,200円
40人以上 49人以下	406万8,000円	900万7,200円	1,063万5,600円
50人以上	458万6,400円	1,059万円	1,258万8,000円

### 備考

- この表において「平均対象児童数」とは、延長保育事業を実施する年度における週ごとの最も利用児童数の多かった日の合計を当該年度の開所週数で除して得た数（小数点以下第1位を四捨五入するものとする。）をいう。
- この表において「1時間延長」とは、11時間の開所時間後に1時間以上の延長保育を実施することが利用者に明示され、利用時間が30分を超える平均対象児童数が1人以上いることをいう。

- 3 この表において「2時間延長」とは、1 1時間の開所時間後に2時間以上の延長保育を実施することが利用者に明示され、利用時間が1時間30分を超える平均対象児童数が3人以上いることをいう。
- 4 この表において「3時間延長」とは、1 1時間の開所時間後に3時間以上の延長保育を実施することが利用者に明示され、利用時間が2時間30分を超える平均対象児童数が3人以上いることをいう。
- 5 延長保育事業に係る補助基本額は、延長時間の区分ごとに算定した平均対象児童数の区分ごとに定める額を合計した額とする。この場合において、3時間延長の対象となった児童にあつては2時間延長及び1時間延長の対象から、2時間延長の対象となった児童にあつては1時間延長の対象から除外する。
- 6 前項の規定にかかわらず、3時間延長を実施する場合における延長保育事業に係る補助基本額は、前項の規定により算定した額と当該年度の平均対象児童数の区分を3時間延長の平均対象児童数の区分とみなして算定した額とを比較していずれか少ない方の額とする。
- 7 前項の規定にかかわらず、3時間延長を実施せず、かつ、2時間延長を実施する場合における延長保育事業に係る補助基本額は、同項の規定により算定した額と当該年度の平均対象児童数の区分を2時間延長の平均対象児童数の区分とみなして算定した額とを比較していずれか少ない方の額とする。
- 8 延長保育事業の開始が年度の途中となる場合又は延長保育事業の廃止若しくは中止が年度の途中になる場合におけるこの表の適用については、平均対象児童数の区分ごとに定める額を1 2で除した額に、延長保育事業の実施月数を乗じて得た額を当該平均対象児童数の区分ごとに定める額とする。

### 3 延長保育料の減免に係る基準額

	1時間延長 (月額)	2時間延長 (月額)	3時間延長 (月額)	保育短時間認定 (月額)
1人当たりの減免基準額	4,000円	6,000円	6,833円	6,000円

#### 備考

- 1 2の表備考第2項から第4項までの規定(平均対象児童数に係る部分を除く。)は、

この表の規定において準用する。

- 2 延長保育事業を実施する保育所等が、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者、児童福祉法第6条の4に規定する里親が属する世帯又は市町村民税非課税世帯に属する延長保育を利用する児童について、延長保育料の減免（延長保育を利用する児童の保護者が、保育所等の設置者に対して減免の申請をしたものに限る。）をする場合に適用する。
- 3 補助額は、延長保育を利用する児童1人につき実際に減免した月間合計額と、3の表に掲げる延長時間の区分ごとに定められた額を比較して少ない額を加算する。

<補助金交付額の推移>

(単位:円)

	2018年度 (決算額)	2019年度 (決算額)	2020年度 (決算額)	2021年度 (決算額)	2022年度 (予算額)
補助金交付額	6,031,855	5,162,530	10,891,530	10,961,175	7,768,185

**【指摘】補助金の交付手続については、補助金等の予算の執行に関する規則の規定にのっとり、適正に行うべきもの**

補助金等の予算の執行に関する規則第16条第1項では、補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、当該補助事業等の成果を記載した実績報告書に関係書類を添えて、市長に報告しなければならないと定め、同規則第17条では、市長は、実績報告書の提出を受けた場合は、当該実績報告書の審査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならないと定めている。

町田市保育所等運営費加算補助金に係る関係書類の閲覧を行ったところ、実績報告書に当該補助事業の成果が記載されておらず、交付すべき補助金額に関する書類が添付されていなかった。

主管部課によれば、実績報告書は補助事業の交付決定に対するものであり、補助事業等の成果の記載欄は様式上になく、あくまで算定の数値及び資料を添付するものである。実績報告書に添付された実績報告内訳書を審査し、適正に補助金を執行している。

また、実績報告書に添付された実績報告内訳書における実支出額は、事務の効率化の観点から3年に一度の实地調査で確認している。

実績報告書は補助事業の交付決定に対するものであり、補助事業等の成果の記載欄は様式上になく、あくまで算定の数値及び資料を添付するものであるとのことであるが、補助金等の予算の執行に関する規則が示す実績報告書は補助事業等の成果を記載する様式となっている。補助事業等の成果の記載は、補助事業等の目的及び内容に適合しているかを確認するためのものであり、社会経済情勢の変化などに着目した検証につなげるためにも、補助事業等の成果に対する認識を整理し、評価を行うべきである。

また、実績報告書の関係書類における実支出額は、事務の効率化の観点から3年に一度の实地調査で確認しているとのことであるが、実績報告書の審査は、当該補助金等の額を確定するためのものであることから、提出された関係資料と実支出額を確認する必要がある。

主管部課は、補助金等の予算の執行に関する規則の規定にのっとり、補助金の交付手続を適正に行うべきである。

(2) 町田市障がい者日中活動系サービス推進事業運営費補助金

<概要>

補助金交付団体	社会福祉法人 まちのひ
補助金交付要綱	町田市障がい者日中活動系サービス推進事業運営費補助金交付要綱
制定年月日	2011年4月1日
直近の改正年月日	2020年3月31日
補助目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第1項の規定により東京都知事が指定したサービス事業所の運営に要する経費の一部を補助することにより、サービス事業所の安定的な運営の促進を図り、もって障がい者の福祉の向上に寄与することを目的とする。
補助対象事業	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援のいずれかを行うサービス事業所を運営する事業
補助対象経費	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援のいずれかを行うサービス事業所を運営する事業に要する経費
補助金の交付額	別表の規定により算定した額の合計額と補助対象経費に係る実支出額とを比較していずれか少ない方の額
補助金交付額 (2021年度)	14,906,500円(町田生活実習所分)

(別表)

区分	要件	補助金の交付額
基本補助額	次の各号のいずれかに該当するサービス事業所 (1) 当該年度から起算して過去3年度以内に東京都の福祉サービス第三者評価を受けているサービス事業所 (2) 当該年度又は前年度に指定を受けたサービス事業所	1万7,000円に各月ごとにその初日に在籍する障がい者の数を乗じて得た額 (当該サービス事業所の定員を超える場合にあつては、定員の額。以下同じ。)の合計

	<p>(3) 前2号に掲げるサービス事業所以外のサービス事業所</p>	<p>8,000円に各月ごとにその初日に在籍する障がい者の数を乗じて得た額の合計</p>
<p>メニュー選択式 加算額</p>	<p>次に掲げる要件のうち、3以上の要件を満たすサービス事業所</p> <p>(1) 当該サービス事業所の前年度の末日における利用者数に対する次に掲げる利用者の合計数の割合が30パーセント以上であること。</p> <p>ア 障害支援区分が4(行動関連項目が10点以上の者に限る。)から6までの者。この場合において、50歳以上の利用者については、障害支援区分を1区分上位として算定すること。</p> <p>イ 医療的ケアを要する者</p> <p>(2) 当該年度の初日において短期入所を実施していること。</p> <p>(3) 当該年度の初日においてグループホームの支援を行うサービス事業所として指定されていること。</p> <p>(4) 当該年度の前年度に当該サービス事業所に在籍していた利用者が、当該サービス事業所の利用を終了し、一般就労へ移行していること。</p> <p>(5) 当該年度を通じてアフターケアを実施していること。</p> <p>(6) 当該年度から起算して過去3年度</p>	<p>7万2,000円に当該年度の初日に在籍する障がい者の数を乗じて得た額</p>

	<p>以内に東京都の福祉サービス第三者評価を受け、かつ、当該評価の結果を受けて改善の措置を講じていること。</p>	
<p>障がい者雇用 加算額</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者を職員配置基準を超えて雇用した場合において、当該超えた人数の勤務時間の合計が400時間を超えるサービス事業所</p> <p>(1) 次に掲げる手帳の交付を受けた者</p> <p>ア 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳</p> <p>イ 東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年民児精発第58号)に基づく愛の手帳その他これに類する手帳</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳</p> <p>(2) 60歳以上65歳未満の者</p> <p>(3) 寡婦、寡夫その他これらに準ずる者</p>	<p>次の各号に掲げる勤務時間の合計に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 400時間以上 800時間未満 43万5,000円</p> <p>(2) 800時間以上 1,200時間未満 72万6,000円</p> <p>(3) 1,200時間以上 1,600時間未満 101万6,000円</p> <p>(4) 1,600時間以上 2,000時間未満 130万6,000円</p> <p>(5) 2,000時間以上 2,400時間未満 159万7,000円</p> <p>(6) 2,400時間以上 188万7,000円</p>
<p>福祉サービス第三者評価の受審 経費補助額</p>	<p>東京都の福祉サービス第三者評価を受けるサービス事業所</p>	<p>評価機関に支払った額 ただし、60万円を限度とする</p>

## 備考

- 1 福祉サービス第三者評価とは、社会福祉法第78条の規定により東京都の認証を受けた福祉サービス第三者評価機関による評価をいう。
- 2 障害支援区分とは、法第21条第1項の規定により市が認定した法第4条第4項の障害支援区分をいう。
- 3 医療的ケアとは、障害支援区分認定の実施について（平成26年3月3日付け障発0303第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添2の医師意見書「4. 特別な医療（現在、定期的あるいは頻回に受けている医療）」欄に掲げる処置内容に係る医療行為をいう。
- 4 短期入所とは、法第5条第8項の短期入所をいう。
- 5 アフターケアとは、当該サービス事業所を退所した者であって、自立への支援が必要と認められるものに対し、支援の計画書を作成し、支援を実施することをいう。
- 6 職員配置基準とは、東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）の規定による職員の配置基準をいう。

（注）備考第2項及び第4項の「法」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）をいう。

### <補助金交付額の推移>

（単位：円）

	2018年度 （決算額）	2019年度 （決算額）	2020年度 （決算額）	2021年度 （決算額）	2022年度 （予算額）
補助金交付額	13,521,000	12,346,000	13,182,000	14,906,500	13,436,000